

# 徳島県情報公開審査会答申第81号

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

平成20年10月24日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「竹ヶ島海中公園自然再生協議会に係る県が支出した書類（H19～H20年度）. 関連書類含む.」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

平成20年11月7日、実施機関は、本件請求に係る公文書が不存在であることを理由に、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

平成20年11月11日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 4 諮問

平成20年12月19日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分はあきらかに違法であり、速やかな開示を求める、というものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び意見書並びに当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、あきらかに不作為である。
- (2) 県が関わって事業を進めており、「知事への提言」に対する回答メールでも、「竹ヶ島海中公園自然再生協議会につきましては、竹ヶ島海中公園周辺の自然再生を推進するための協議会であり、サンゴが元気に育つ海の環境を取り戻す取り組みを行っております。この取り組みに当たっては、協議会内に設置しております専門委員会等の意見を踏まえ、事業を実施してまいります。」と回答されている。
- (3) 県は、予算を毎年100万円付けている。県が作成している予算概要書には、自然公園等施設整備事業費として予算を組んでおり、どの事業にいくら予算を組むか、その内訳を作成しているはずである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

竹ヶ島海中公園自然再生協議会は、自然再生事業実施者のほか、地域住民、自然環境に専門的知識を有する者、関係行政機関等を委員とし、自然再生推進法に基づき設定された組織であり、事務局は海陽町に設置している。

県は、協議会の一委員として参画しているが、竹ヶ島海中公園自然再生協議会に対する支出負担行為はない。

したがって、本件請求にかかる公文書は保有していない。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

##### 1 基本的な考え方について

当審査会は、本件事案について、請求の対象となる公文書の不存在を理由とした本件処分が、条例に照らし妥当であるかどうか検討する。

##### 2 認定した事実について

当審査会が、審議・調査の上認定した本件事案に係る事実は、以下のとおりである。

- (1) 自然再生推進法（平成14年法律第148号）では、政府が自然再生基本方針を定め、関係行政機関等地域の多様な主体（以下「実施者」という。）が参加して自然再生協議会を組織し（同法第8条）、自然再生協議会で自然再生全体構想を作成することとなっている。

そして、各実施者が、この自然再生全体構想と整合性のとれた自然再生事業実施

計画を作成し、当該事業を実施していくこととなっている。

- (2) 平成17年9月9日、徳島県においては、関係行政機関や有識者等地域の多様な主体により、竹ヶ島海中公園自然再生協議会（以下「協議会」という。）が設置され、平成18年3月、「竹ヶ島海中公園自然再生全体構想」が作成された。

現在、実施機関を含め、協議会に参加した各実施者が、自然再生事業実施計画を作成・実施するよう努めているところである。

- (3) 協議会は、竹ヶ島海中公園周辺地域の自然再生に参加しようとする実施者の任意の協力により設置・運営されている組織であり、参加する実施者（以下「委員」という。）には、協議会に対する会費、負担金その他の出捐は求められていない。

このため、一委員である実施機関についても、協議会に対する支出負担行為はなされていない。

- (4) 本件請求は、実施機関が協議会に対して直接行った支出行為に関する公文書の公開を求めているものである。

### 3 本件処分の妥当性について

- (1) 上記2に示すとおり、実施機関には、協議会に対する支出の根拠がなく、事実、協議会に対する直接の支出負担行為は、何らなされていない。

したがって、本件請求に対する対象公文書が存在しないのは当然である。

- (2) 異議申立人は、実施機関が、「知事への提言」に対し自然再生事業を進めていくと回答している旨、及び当該事業費を毎年予算計上している旨主張している。

上記2に示すとおり、自然再生事業は、政府による自然再生基本方針、自然再生協議会による自然再生全体構想、実施者による自然再生事業実施計画の順に作成され、実施者による自然再生事業が行われることとなる。

本県においては、協議会による「竹ヶ島海中公園自然再生全体構想」が作成され、これを受けて、各実施者において、各々が行う自然再生事業実施計画の検討がなされているところであり、実施機関においても、現在、自然再生事業実施計画について検討が行われている。

異議申立人の主張する予算は、自然再生事業実施計画を作成するために要する費用として計上されているものであり、具体的には、当該実施計画作成に係る委託料等である。

当該委託契約の相手方は、協議会ではなく、協議会に対する支出も一切含まれていない。

この点で、異議申立人の主張は事実誤認に基づくものであり、採用することはできない。

- (3) 以上により，本件請求の対象となる公文書を保有していないことを理由に本件処分を行った実施機関の判断に，不自然・不合理な点はない。

#### 4 結論

当審査会は，本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果，冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は，次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成20年12月19日	諮問
平成21年 1月19日	実施機関からの理由説明書を受理
2月 2日	異議申立人からの意見書を受理
6月22日	審議（第67回審査会）
7月24日	異議申立人からの口頭意見陳述、審議（第68回審査会）
8月25日	審議（第69回審査会）